

第8 経済産業省

不 当 事 項

役 務 ・ 補 助 金

- (178) 委託事業の委託先及び国庫補助事業の補助事業者となっている会社において、虚偽の
 (186) 業務日誌を作成して実際には委託事業等の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大となっていたもの
 (後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

補 助 金

(178) (179) (181) (187)－(189)

補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	経済産業省所管
	一般会計 (組織) 経済産業本省
	(項) クールジャパン推進費
	(項) 地域経済活性化対策費
	(項) 消費者行政推進費
	(組織) 資源エネルギー庁
	(項) 脱炭素化産業成長促進対策費
	(組織) 中小企業庁
	(項) 経営革新・創業促進費
	東日本大震災復興特別会計
	(組織) 経済産業本省
	(項) 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費
	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管
	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)
	(項) 燃料安定供給対策費
	(項) エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	3 会社等 (1 会社)
間接補助事業者 (事 業 主 体)	3 会社等